

## 資源管理型漁業功績団体等選考基準

都道府県知事等より推薦された団体等について次により選考する。

### 1. 選考基準

主として、天然資源の保護・培養、すなわち漁場、漁期、漁具、漁法の制限・禁止及び漁獲物の体長制限等の自主的な管理を行うことにより沿岸資源の維持増大及び持続可能な利用について優れた実績をあげたものを選考する。

2. 1. の選考にあっては、総合的に判断して行い、その技術及び運営が地域社会に果たす役割についてとくに考慮する。

(1) その地域に適合した実践活動を通じ、長期にわたって実績をあげ、また継続性があると認められるもの。

(2) 技術が科学的基礎をもっていること。

(3) 地域ぐるみの実施体制のもとで、協同性、計画性をもち、かつ自発的であること。

(4) 十分な普及性をもっていること。

(5) 進歩性と発展性をもっていること。

3. 選考に当たっては、各都道府県において近年表彰された団体等を対象としても差し支えない。(ただし、都道府県代表として漁業関係の同種の功績により数年以内に全国的な大会で表彰された団体は除く。)